遺構からみた那古野城の残影

松田 訓

名古屋城三の丸遺跡の調査では、事例の積み重ねによって近世の遺構のみならず、戦国時代の遺構が複数の地点で確認され、那古野城との関連が指摘されている。ここでは、これまで実体としてほとんどとらえられていなかった戦国時代の那古野城について、発掘調査によって検出された当該期の溝を資料として、分析と復元を試みる。まず、各調査地点の那古野城存立時期溝について、その時期と方位を検出地点によって比較し、その変化を整理することによって那古野城の変遷動向を推察すべく努力した。具体的には、各溝の時期を３期に区分し、方位を２群に大別することによって、どの空間が、どの時期に、どちらの方向を向いた溝を掘削しているのかを整理した。この作業により、方位を合わせて築城された那古野城が、周辺の築城当時正方位ではなく構成された空間を、その規模の拡張に伴って正方位の空間として取り込んでいったと推察する結果を得た。

はじめに

現在、「なごや城」として親しまれている付近は、徳川家康が西日本への押さえとして築城を命じた近世城郭としての「名古屋城」である。戦国時代にこの地に所在した「那古野城」は、本丸と附郭の位置が伝承(名古屋市 1959 など)されているが、実体が記された史料は皆無である。

名古屋城三の丸地区は、庁舎の新設・建て替えなどに伴って発掘調査が行われるようになり、各地点では近世の遺構を主体としながらも、戦国時代の遺構が溝を中心として確認される。これらの溝は、報告者によって時期、方位、規模、断面形態などが分析され、いくつかの視点が示されている。中でも溝の主軸線が示す方位は、早い時点から着目されており、２群に大別されてその意味するところが推察されてきた(尾野編1995)。この方位２群化案は、かつて自案でも採用してきたもの(松田編1995)であるが、他案では極端に正方位から偏る溝を１群とするならば、正方位から極端な偏りがないものはもう一方の群に組み込むものであった。しかしながら自案では、方位を２群化する上で正方位とする行為を重視し、現在の真北から測定していること、各地点で検出された溝長が短いことから生じる主軸の誤差を６°未満まで考慮し、この範囲の軸線を示す溝を正方位とし、６°以上軸線が偏る溝は正方位を意識していないものと考えて一括した。

溝の方位を２群化する上で、こうした視点の違いは、解釈の仕方にも及んでいたため、自案の視点においてその後追加された事例も含めて整理・検討作業を行い、遺構からうかがい得る那古野城の残影を探ってみる。

1　那古野城

那古野城は現在の名古屋市中区二の丸、愛知県体育館が建つあたりに中心が所在したようである。先にも述べたように、那古野城についてはその存在を示す程度の史料(奥村1858)しか残っていない。この史料の原図は、近世名古屋城築城当時、名古屋村の庄屋が御普請奉行に提出した図で、那古野城の位置を語る場合、古今を問わずその拠り所となっている。

近世の名古屋城天守閣が、名古屋台地北西端の角地にその落ち際を利用して築かれているのに対し、那古野城も角地ではないまでも台地北西端を防御面等の理由で利用するため、築城場所が選定されたと考えてよいであろう。那古野城の年譜は、資料(名古屋市1959)等によれば以下

のようである。

大永年間(1521～28)

駿河國の守護で西への領地拡大を目論む今川氏親によって築城。氏豊が城主に。

天文元年(1532)頃

織田信秀が今川氏より城を奪う。信長はこの地で誕生の説有り、この後城主に。

弘治元年(1555)

織田信長は清須城に居を移し、織田信光が城主となり、さらに林通勝に譲られる。

天正十年(1582)頃

廃城。

2　調査例と各解釈

名古屋城三の丸遺跡は、名古屋市教育委員会および愛知県埋蔵文化財センターによって調査され、その地点は10例を超える(図１)。この中で、明確に戦国時代の溝が確認できた調査地点は、名古屋市教育委員会による中部電力地下変電所地点・名古屋市能楽堂地点・名城病院地点と、愛知県埋蔵文化財センターによる愛知県図書館地点・合同庁舎１号館地点・簡易家庭裁判所地点・愛知県警本部地点・愛知県三の丸庁舎地点である。このほかに、愛知県埋蔵文化財センターにより裁判所地点の南隣で平成13年度に調査が行われ、戦国時代の溝が確認されているが、現時点では報告書未刊であるため取り上げを控える。

これらの調査の中で、那古野城存立時期の溝について最初に時期、規模、断面形態の観点から段階設定を行ったのは梅本博志である(梅本編1990)。梅本は一調査地点内で溝の時期を細分化する中で、薬研堀の時期と箱堀の時期を報告し、これをそれぞれ今川氏による築城期と、織田氏による修築期の溝形態とに解釈できる可能性を提示した。

次に那古野城存立時期の溝について、時期と方位の観点から細分したのは金子健一である(金子編1992)。金子は、一調査地点内で戦国時代溝の時期と方位が、連動して変化することを報告した。２種類の方位が意味するところまで踏み込んだ指摘は成されていないが、内容としては方位２群化案に先駆けた提示といえよう。

次に那古野城存立時期の溝について、規模、断面形態、方位の観点から２種類に分割できることを指摘したのは尾野善裕である(尾野1993)。尾野は、その時点までに確認された戦国時代溝の中で、極端に規模の大きいものを抽出して「城主の居住空間を防御する堀」とし、中部電力地下変電所地点において検出された中・小規模の戦国時代溝を「家臣団の屋敷地を区画するもの」と定義し、この区画溝が約20°正方位から偏る理由を、台地のへりと関連づけて「城下町の街区が地形による制約を受けた結果…ズレが生じた可能性が高い」と指摘している。ここにおいてはじめて、方位を２種類に分けてその意味するところまで踏み込んだ指摘が成された。

次に那古野城存立時期の溝について、規模、方位の観点から屋敷（居館）群を想定したのは服部哲也である(服部・水野編1994)。服部は中部電力地下変電所地点において検出された戦国時代溝が、方形区画でブロック化することに着目し、出土遺物の年代観から「那古野城築城以前にすでに築かれた屋敷(居館)群」と推定し、正方位とは大きく偏る溝の方向性を地形または道のどちらかにより決定されたものと指摘した。

次に那古野城存立時期の溝について、時期、方位の観点から段階想定と方位２群化案を提示したのが自案である(松田編1995)。自案では、その時点までに確認された戦国時代溝の方位を２群に分け、同一調査地点内でも時期によって方位が変化することに着目し、戦国時代の溝を３時期に区分した上で、どの地点ではどの時期にどちらの方位を溝が示しているのかを整理し、那古野城が段階的に拡張された可能性を指摘した。

次に那古野城存立時期の溝について、規模、断面形態、方位の観点から２種類に分割できることをさらに発展させたのが尾野善裕である(尾野編1995)。尾野はこの時点までの調査事例をふまえて、戦国時代溝を中部電力地下変電所地点・名古屋市能楽堂地点の約20°偏るものと愛知県図書館地点の一部の溝を合わせて一群化し、その他の正方位から極端な偏りがないものは同一群に組み込んだ２群化案を提示し、両群は「時期的な遺構の変化としてではなく、同時期における遺構の性格の相違」とした考えを示し、後にこの考え方に導かれつつ「那古野城中枢部の膨張・拡大現象としてとらえられるべきもの」と改定し

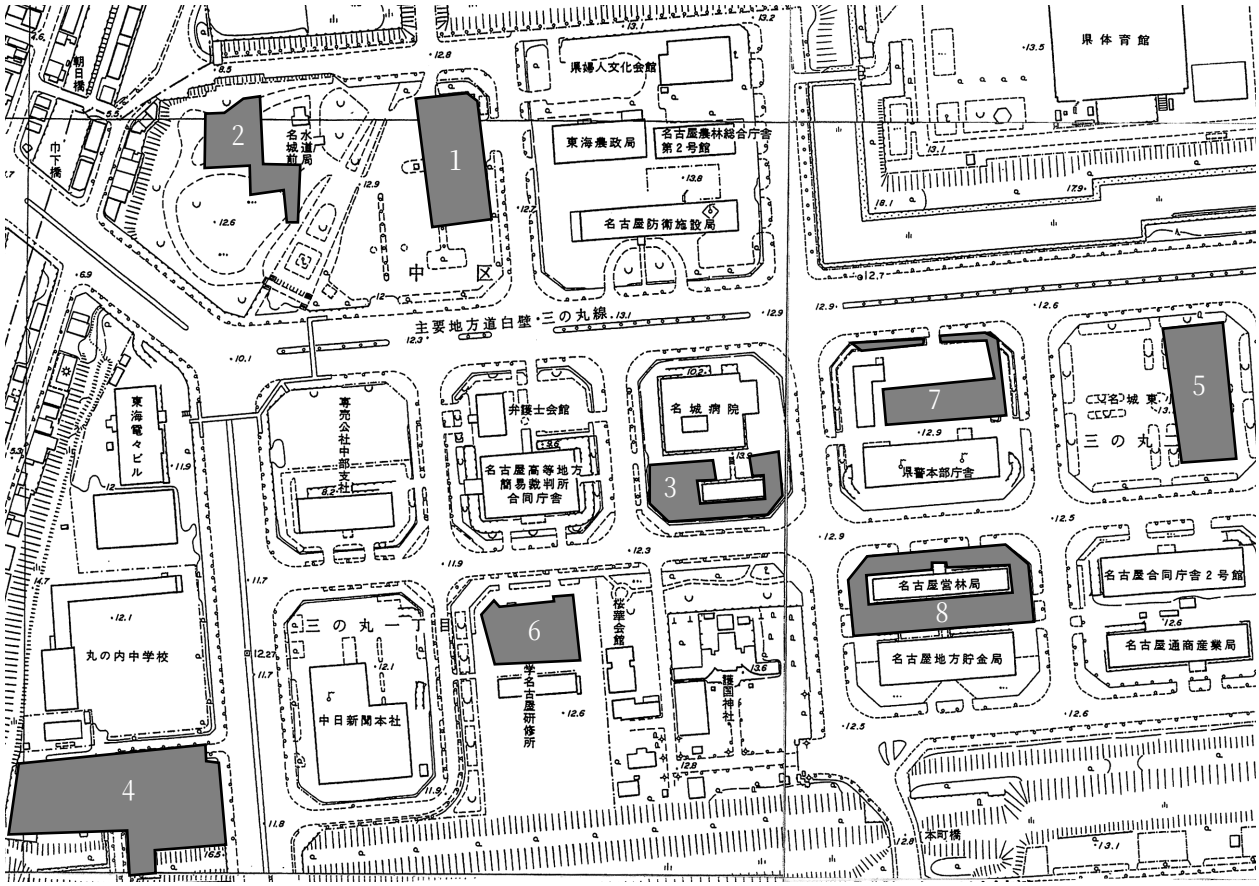

1. 中部電力地下変電所地点　2. 名古屋市能楽堂地点　3. 名城病院地点　4. 愛知県図書館地点　5. 合同庁舎1号館地点
6. 簡易裁判所地点　7. 愛知県警本部地点　8. 愛知県三の丸庁舎地点

図１　名古屋城三の丸遺跡調査地点位置図

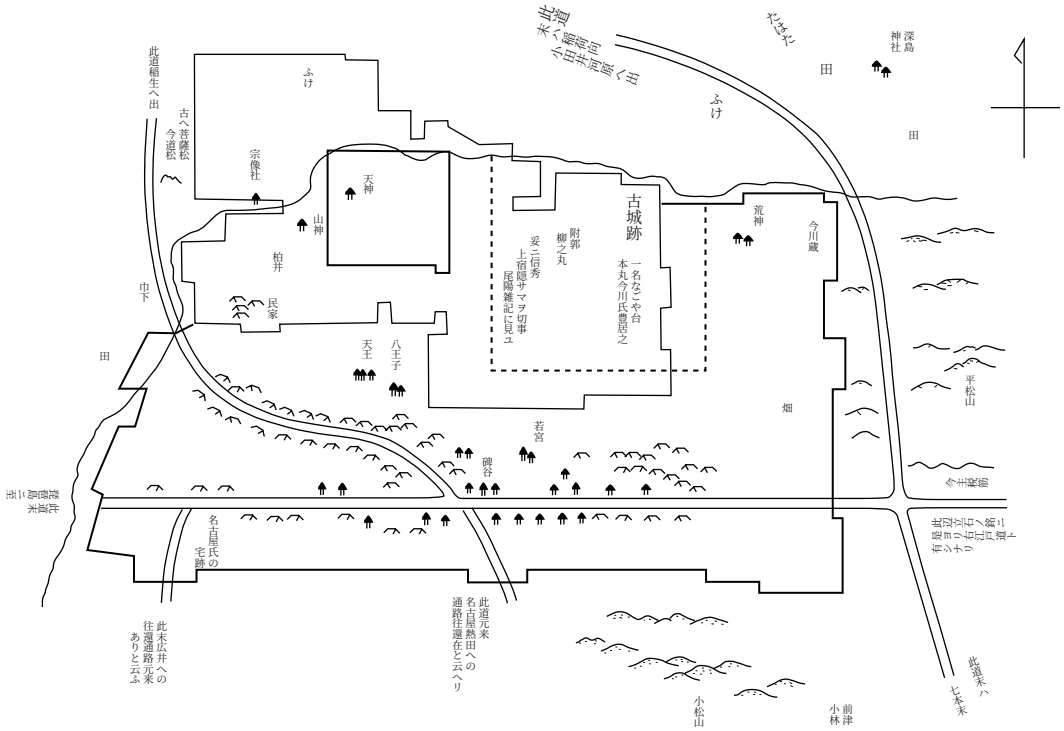

図２　「御城取大体之図」（『名古屋城史』より一部改変）

て総括している(尾野 1998)。

次に那古野城存立時期の溝について、時期と方位の観点から屋敷地の区画溝を想定したのは水野裕之である(水野編1997)。水野は、調査地点内の戦国時代溝が少なく、これ以外の遺構がはっきりしないため、那古野城築城期前後の屋敷地を想定しながらも、「用途性格については明らかにすることは困難」としている。

次に那古野城存立時期の溝について、規模、方位の観点からその性格を説明したのは梅本博志である(梅本2000)。梅本の説明は、那古野城主要部推定地に近い溝と、台地の西縁で検出される正方位から約 20°偏る溝とを分けて、それぞれ城関連と屋敷の区画溝とに性格づけており、基本的には尾野案(1995)の範疇にとどまる。

3　遺構分類

ここでは、これまでの調査事例を整理する意味で、名古屋城三の丸遺跡において検出された那古野城存立時期の溝について、分類基準を提示する。

溝の方位を名称をもって２群化する案は、先にも述べたように尾野案(1995・1998)でも提示されている。尾野案では、A・B群に分けられており、A群は「ほぼ南北あるいは東西の方向性をもつもの」とされ「城の中枢部、あるいは中枢に近い部分を防御する溝」とも表現されている。B群は「真北から約二〇度東へ振った方向か、もしくはこれとほぼ直行する方向性をもつもの」と定義されている。ただ、この溝を分類する言葉では、A群は規模の点で堀クラスの大きさ、方位の点でほぼ正方位と理解される可能性がある。そして、明確な方位に対する分類範囲が提示されていないため、この他の溝はB群とされる約 20 度偏る方位を示すもののみが存在するように受け取られかねない。各調査地点における那古野城存立期の溝では、後述するように正方位であって規模の小さいもの、または６度から 10 数度偏る方位をみせるものがかなりの数確認できる。しかし、これらの溝を尾野案のA・B群に帰属させるには無理が生じる。したがって、かつて自案(1995)において提示した分類をここでも採用する。

まず、戦国時代の溝を出土瀬戸・美濃産陶器によって３時期に区分する。陶器生産の年代観については研究者によって差があるため、概観を表記する。

Ⅰ期

窖窯製品のみ出土(15 世紀後葉)

Ⅱ期

大窯Ⅰ・Ⅱ期製品出土(16 世紀前～中葉)

Ⅲ期

大窯Ⅲ期製品出土(16 世紀中～後葉)

上記の時期区分でⅠ期は、那古野城存立期以前の時期に当たり直接的な関連はないが、調査地点によっては遺構の切り合い関係を考える際に必要が生じるため、あえて設定した。

次に、主軸の示す方位を基準にして、溝を２群に大別する。

正方位溝群

主軸が南北・東西方位軸から大きく偏らない(６°未満)方向を示す溝。

準方位溝群

主軸が南北・東西方位軸から右回転にやや偏る(６°以上)方向を示す溝。

先にも述べたように、溝を掘削する者が正方位にしようとする行為を重視し、様々な要因から生じる誤差の範囲として６°未満を正方位溝と判定する境界とした。

4　城存立期溝の整理

那古野城存立期と思われる溝は、調査地点によってその方位に違いがみられる。城存立期の中では、基本的に示す方位に変化がない地点、時期によって方位が変化する地点、正方位に溝を掘削する意識がみられない地点などその様相は異なる。そこで、この溝が確認されている各調査地点ごとに、その時期と方位を確認してみたい。

中部電力地下変電所地点では(図3)、検出されている那古野城存立期の溝(道路側溝含む)はすべて当分類による準方位溝で、正方位溝はみられない。この地点の当該期溝が示す方位はN－20～25°－Eまたはこれに直交する角度であり、各調査地点の中では偏る角度が大きい。

名古屋市能楽堂地点(図3)では、検出されている那古野城存立期の溝はほとんど当分類による

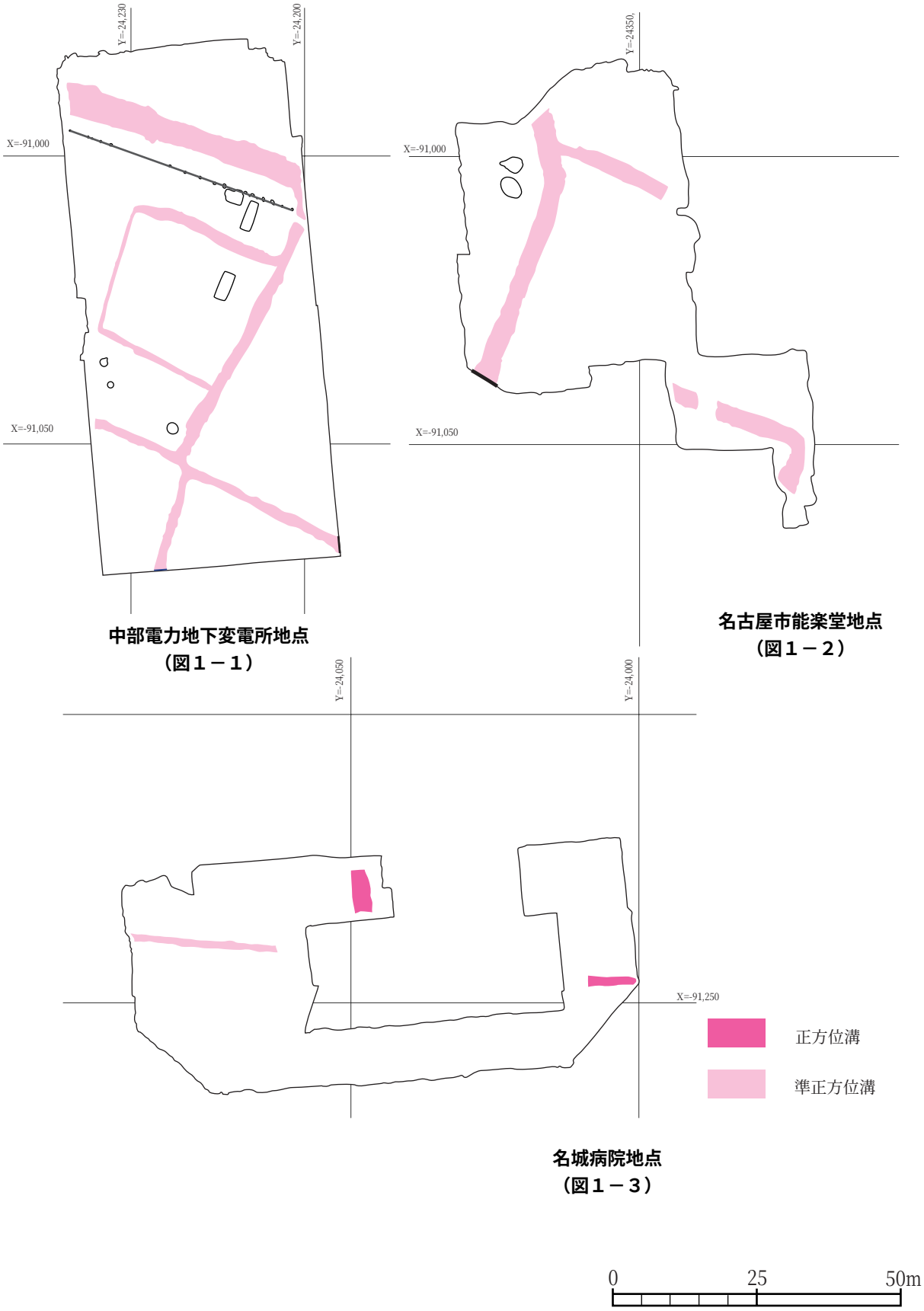

図３　名古屋市教育委員会調査地点遺構図

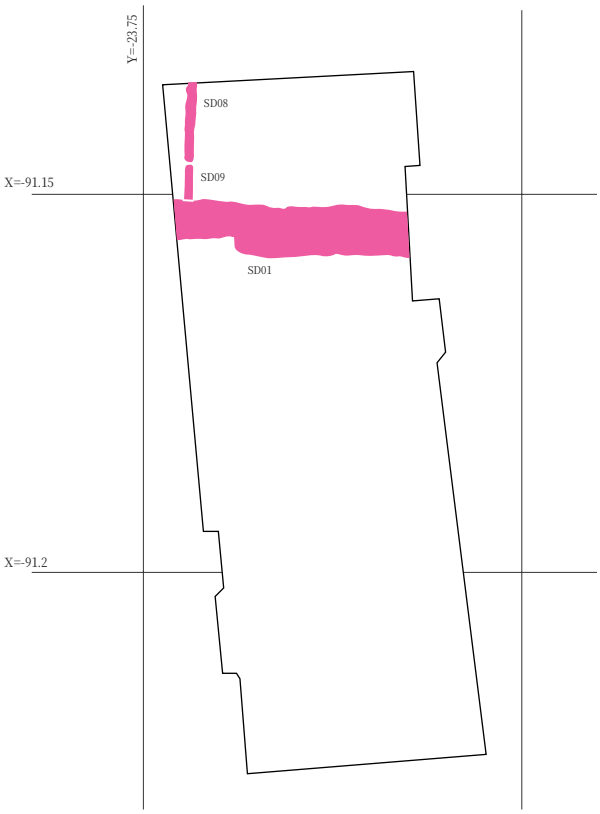

合同庁舎１号館地点
（図１－５）

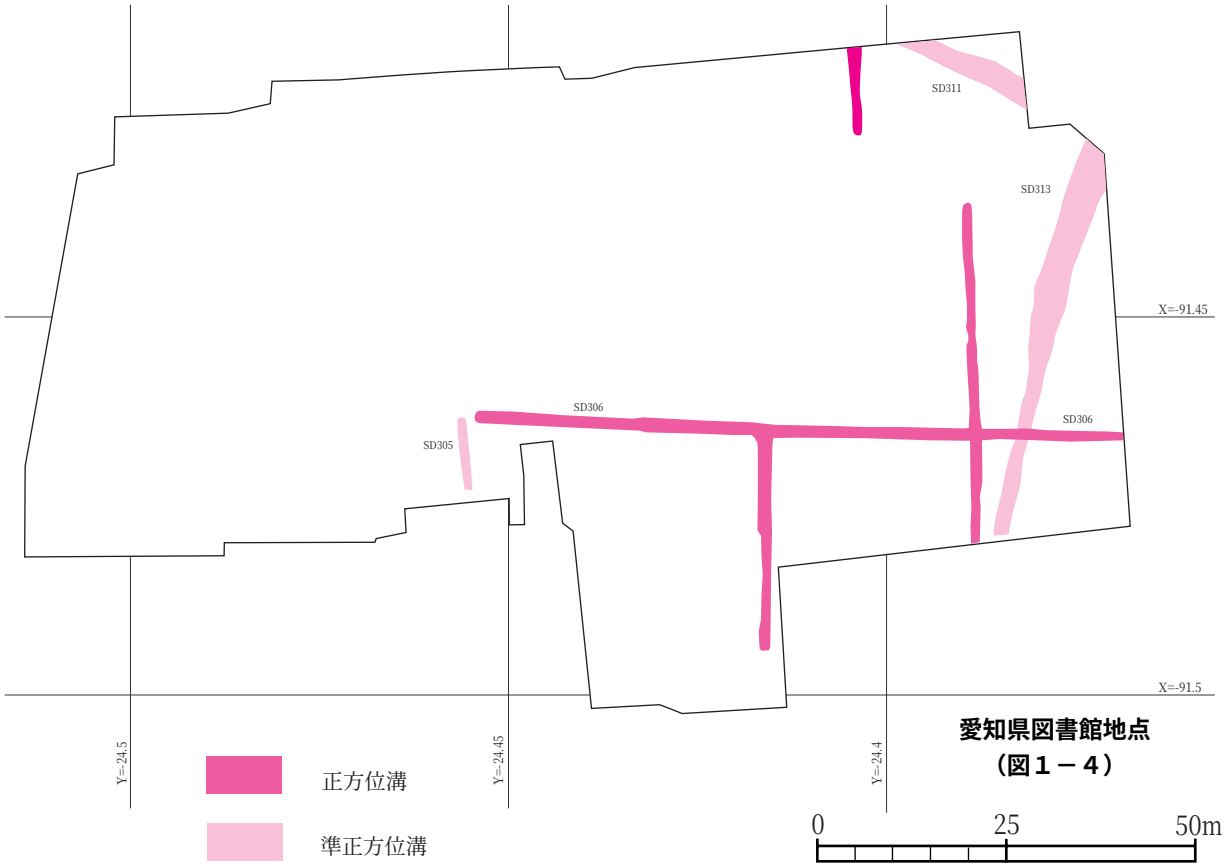

愛知県図書館地点
（図１－４）

図４　愛知県埋蔵文化財センター調査地点遺構図（１）

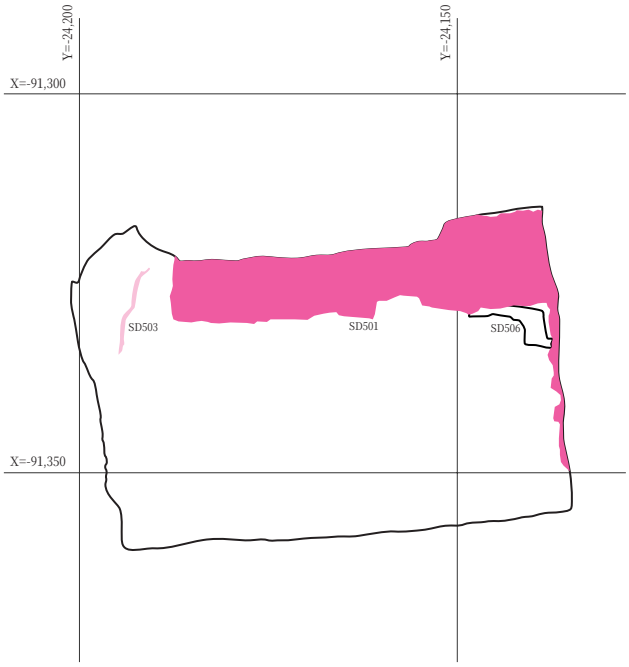

簡易家庭裁判所地点
（図１－６）

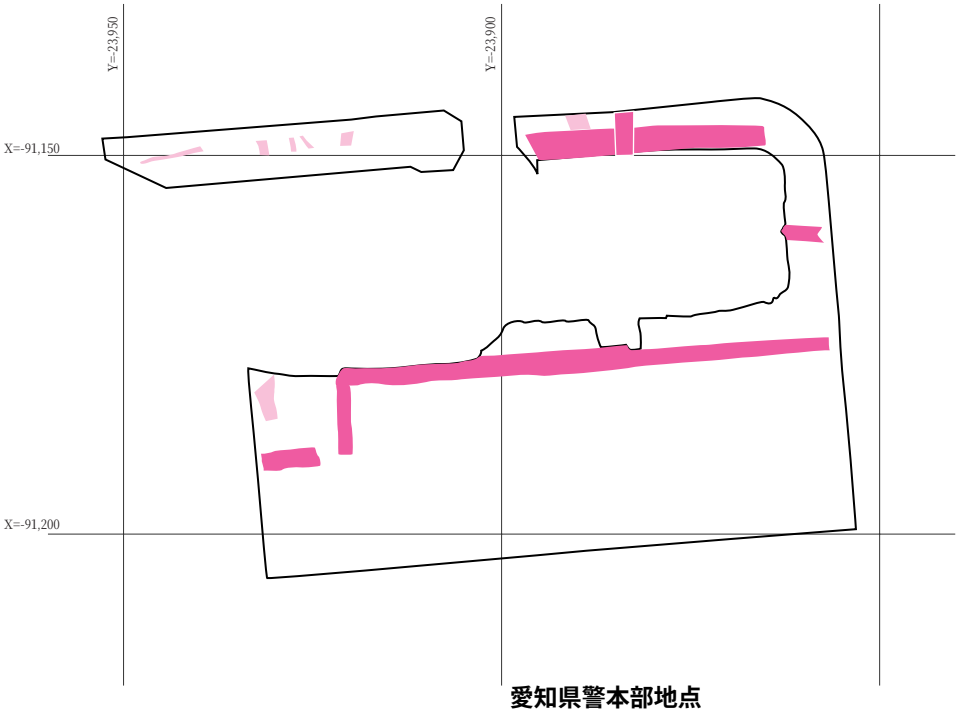

愛知県警本部地点
（図１－７）

正方位溝

準正方位溝

0　25　50m

図５　愛知県埋蔵文化財センター調査地点遺構図（２）

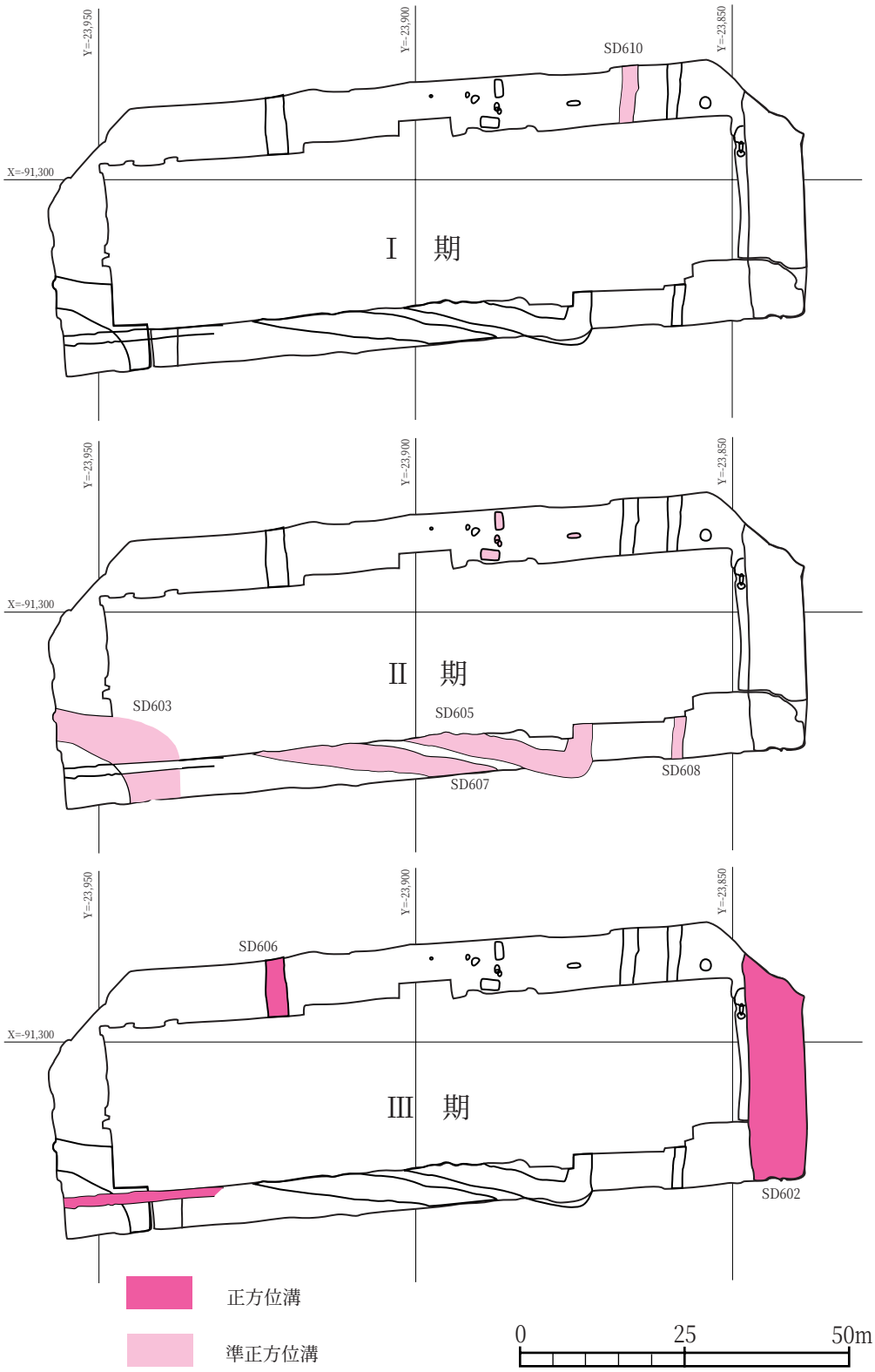

図６　愛知県三の丸庁舎地点遺構変遷図
（図１－８）

準方位溝である。この地点の当該期溝が示す方位はN-15～33°-Eまたはこれに直交する角度であり、各調査地点の中では偏る角度が最も大きい。

名城病院地点(図3)では、当分類における準方位溝と正方位溝が、16世紀前半の那古野城築城期前後と報告され、混在する。この時期の溝の偏りは0～8.5°である。

愛知県図書館地点(図4)では、準方位溝は当分類によるⅠ～Ⅱ期にあたる15世紀後葉～16世紀中葉のもので、SD313はN-12°-E、SD311はN-66°-Wである。正方位溝は当分類によるⅡ～Ⅲ期にあたり、16世紀後葉までの時期が報告されていて、SD306はN-86°-W、SD307はN-0°、SD310はN-0°、SD312はN-3°-Wである。準方位溝SD313と正方位溝SD306は明確な切り合い関係を持っており、那古野城存立期の中で新しい時期に準方位から正方位に空間的改変が行われたことが見て取れる。ただし、時期的には当分類によるⅡ～Ⅲ期にあたる溝の中で、SD305のみがN-7°-Wと当分類における準方位溝にあたることも明記しておく。

合同庁舎1号館地点(図4)では、準方位に該当するものはみられず、正方位溝は城の堀規模と考えられる東西方向の大溝が、当分類のⅡ期にあたる16世紀前～中葉の中で薬研堀から箱堀に改修されたと報告されている。この大溝も含めて那古野城存立期の溝は、大溝のSD01がE-3°-S、縦列するSD08・09はどちらもN-2°-Eである。

名古屋簡易・家庭裁判所地点(図5)では、準方位溝であるSD506は当分類によるⅡ期の時期にあたり、E-8°-Sを示している。正方位溝は城の堀規模と考えられる東西方向の大溝が、当分類のⅢ期にあたる時期に準方位溝であるSD506を切る形で掘削されている。この大溝はL字形に検出されており、E-5°-NおよびN-3°-Wを示す。

愛知県警本部地点(図5)では、那古野城存立期とそれに先行する時期に分類しているが、この2つの時期を比較すると、先行する時期ではほとんどの溝が準方位を示し、大窯Ⅱ期主体と報告される那古野城存立期にあたる溝では、柵列も含めたほとんどが正方位を示すようになる。

愛知県三の丸庁舎地点(図3)では、準方位溝は当分類によるⅡ期にあたる16世紀前～中葉のもので、南北・東西軸からの方位の偏りは6～11°である。正方位溝は当分類によるⅢ期にあたる16世紀中～後葉のもので、南北方向のものはN-1°-E～N-2°-Wを示す。準方位溝SD603(N-82°-W)は正方位溝SD601(N-86°-E)と明確な切り合い関係にあり、城の堀規模と考えられる南北方向の大溝SD602なども正方位であることから、この時期に何らかの理由で空間的改変が行われたことが考えられる。

5　検討

那古野城の城館配置等は、先にも述べたように史料などからは一切判じ得ない。したがって、ここでは現在までに発掘調査が行われた各地点の遺構を分析資料として、城とその周辺の空間的な構成について復元を試みる。

各調査地点における那古野城存立期の溝について整理した結果、戦国時代の古段階において準方位を示した溝が、新段階では正方位に変わる現象がいくつかの調査地点で確認できた。こうした現象が認められたのは、県図書館地点・裁判所地点・県警本部地点・県三の丸庁舎地点である。これらの地点では、準方位溝が埋められた後、正方位の溝が掘削される切り合い関係が確認されている。

合同庁舎1号館地点では、那古野城存立期溝の中で準方位溝がみられず、しかも大窯Ⅰ期と報告された堀規模の溝が正方位で検出される。

大窯Ⅰ期は当分類におけるⅡ期の古段階に相当するが、堀規模でこの時期に正方位を示す溝はこれまで検討してきたその他の地点では見あたらない。したがって、古い時期に正方位を示すこの地点の大溝を那古野城存立期溝の古式様相としてとらえ、その他の地点ではどの時期に正方位溝が出現するか、その変化の有無を整理する。

・合同庁舎1号館地点

Ⅱ期古段階(大窯Ⅰ期と報告される)で正方位を示す空間。

・名城病院地点

Ⅱ期古段階(16世紀前半と報告される)で正方位と

準方位溝が混在する空間。

・愛知県警本部地点

Ⅱ期新段階(大窯Ⅱ期と報告される)で正方位を示す空間。

・愛知県図書館地点

・簡易家庭裁判所地点

・愛知県三の丸庁舎地点

Ⅲ期(大窯Ⅲ期と報告される)で正方位を示す空間。

・中部電力地下変電所地点

・名古屋市能楽堂地点

那古野城存立期を通じて準方位を示し続ける空間。

以上の結果から、合同庁舎１号館地点の大溝を方位と時期の関係において「古式様相」としてとらえると、最初から正方位であった空間が時間を経て、南西方向にある準方位空間を取り込んでゆく様相が見て取れる。この現象を正方位空間が外縁を拡大してゆくととらえれば、この空間の中心的存在は、遺構の規模、方向性、性格、伝承事例などからも、那古野城主要部と比定して間違いはなかろう。

こうした現象面に則して仮説を唱えるならば、正方位で構成された那古野城は、Ⅱ期古段階(16世紀前葉)の築城当時、その南端を合同庁舎１号館地点付近においたが、西から南西方向では旧来の準方位を示す空間が存在しており、Ⅱ期新段階(16世紀中葉)の時期に城館域の拡張をまず南西側の愛知県警本部地点、名城病院地点にとり、Ⅲ期(16世紀中～後葉)の時期には、さらに南～南西側の愛知県三の丸庁舎地点、簡易家庭裁判所地点、愛知県図書館地点までも拡張範囲に含まれ、西側の中部電力地下変電所地点、名古屋市能楽堂地点では、正方位を意識した拡張範囲に最後まで含まれなかった、とイメージを描くことができる。なお、図２「御城取大体之図」の中で「此道稲生へ出」と記載された道路は、Ｓ字状に蛇行しており自然地形に影響された可能性が考えられる。この空間は準方位溝群の中でも最も方位に偏りがみられ、正方位に改変された痕跡が近世名古屋城築城期まで認められないが、この蛇行する稲生へ出る道を基準にして割り付けられたことが一因として考えられるであろう。したがって、準方位溝群として規定したものは、南北・東西軸線から場所によって６～25°と偏りに差がある点においても、正方位を意識していない溝は、既存の道を基準にして割り付けられたためこの差が生じたことを示唆しているものと考えたい。戦国時代の名古屋台地北西端では、地形に影響された道があり、この道を基準にして居住空間などが割り付けられ、その割付方位は道の向きによって地点による差があり、その後に正方位を意識した空間が拡大していく過程で、改変される場所とそうでない場所があったと推察できるのではないだろうか。

変遷イメージで問題となるのは、図２「御城取大体之図」の中で「此道末　琵琶島ニ至」と記載された道の成立時期である。この図の原典となるものが鶴舞図書館に所蔵されていて※、琵琶島に至る道には「今中小路」と付記されている。中小路は近世の名古屋城三の丸の中では、合同庁舎１号館地点や愛知県警本部地点より南側で、愛知県三の丸庁舎地点や簡易家庭裁判所地点より北側を東西軸から大きく偏らず直行する道路であることは、各地点の近世屋敷割り復元により明らかである。したがって、Ⅲ期(16世紀中～後葉)の時期にすでにこの道が成立していれば、三の丸庁舎地点や裁判所地点で検出された大溝による那古野城館域の内側を貫いていたことになる。琵琶島に至る道が既存のものであれば、この道を越えて城館域を拡張した折に内外で寸断されたのか、いったん廃絶したものか、貫いて機能していたのか、「今中小路」が誤表記なのかを現時点で判断することは困難である。仮に中小路と重なる東西軸の道であっても、西方向に直行した位置に琵琶島は立地せず、近距離の段階で北西方向を目指す必要が生じることを付記しておく。

最後に、那古野城の年譜と正方位空間の拡大関係に触れておく。先に述べた那古野城拡張の時期設定が正しければ、織田信長が清須に移った後にも、大規模な拡張が行われていたことに

※　尾張国名古屋古図　鶴舞図書館蔵

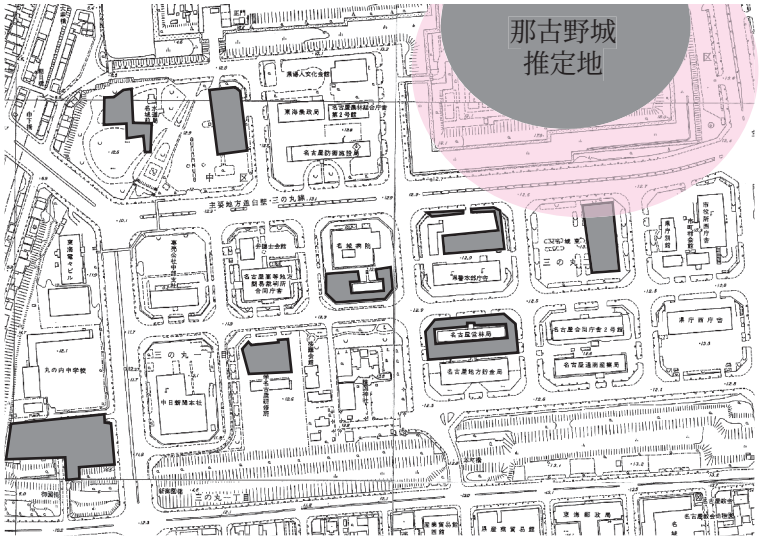

第１段階

築城当時、その南端を合同庁舎
１号館地点付近に

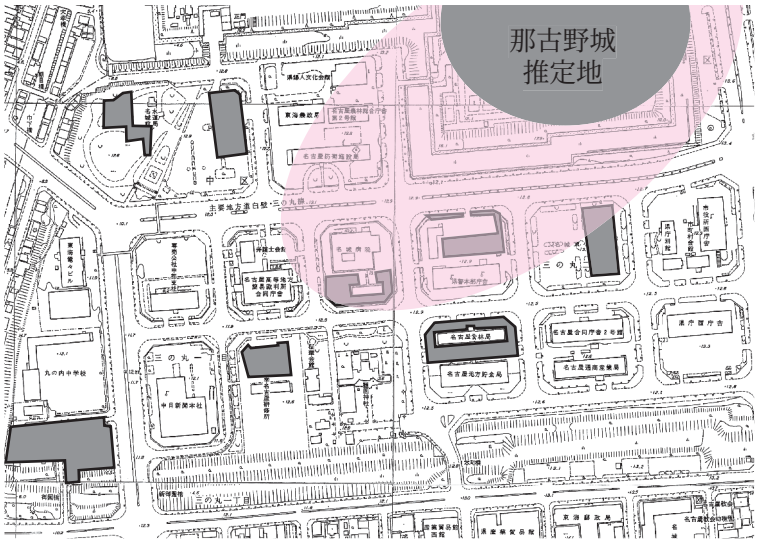

第２段階

城館域の拡張をまず南西側の愛知県
警本部地点、名城病院地点に

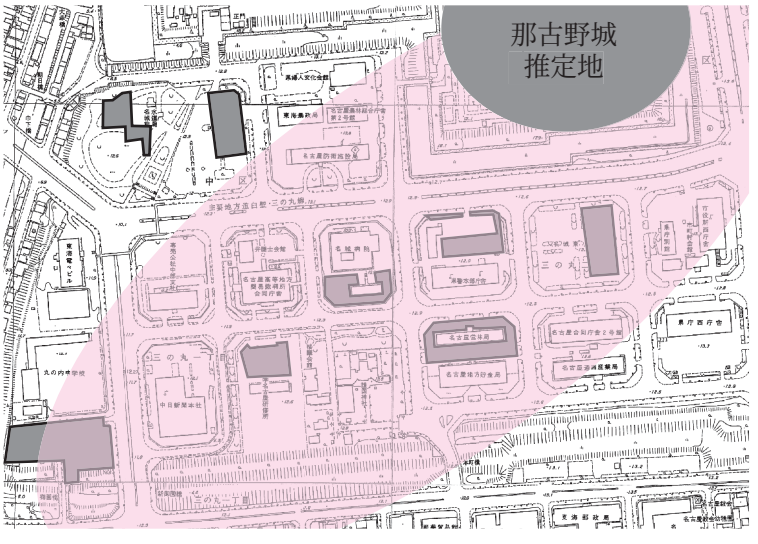

第３段階

さらに南～南西側の愛知県三の丸
庁舎地点、簡易家庭裁判所地点、
愛知県図書館地点まで

図７　正方位のひろがり

なる。那古野城は、信長が清須に移った後30年ほどで廃城になっており、この点から信長転出以降急速に重要度が薄れたようにイメージしがちである。しかし視点を変えれば、那古野城は天正十(1582)年に起こる本能寺の変からほどなく廃城となったのであり、この連動をより重視するべきではないだろうか。

信長の清須転出を考えるとき、発掘調査による当時の城館復元が想起される(鈴木編1995)。清洲城下町遺跡では、現在までの発掘調査による報告の中で、信長が居城した年代における大規模な城構えは確認されていない。清須城が三重の堀で囲まれた総構えの姿を見せるのは、信長の死後に行われた天正大地震に伴う大改修による。信長居城当時の清須が繁栄したことは各史料の語るところであり、信長は経済面を重視していたことも知られている。この当時経済上の拠点として、水上交通環境は不可欠である。堀川の開削前である名古屋台地北西端から五条川河畔に拠点を移したのは、経済政策が一因をなしたことも想像に難くない。しかし、軍事上の拠点として両地を比較するならば、低湿地河畔の清洲よりも台地の角地上に立地する那古野城の方が有利であろう。したがって、信長は行政、経済面の拠点としての清須城に対し、軍事面として直線距離わずか6㎞に位置する那古野城を重要視し、存命中は両城をセット関係で意識していたと考えるのは乱暴であろうか。信長はさらに居城を移って行く中で、尾張における軍事上の一拠点として那古野城の利用価値を評価していたとすれば、16世紀後半における拡張も不自然ではなく、本能寺の変と連動するように廃城を迎えることも暗示的に思えるのである。

6　おわりに

那古野城が存立期にどのような空間的変化をみせたのか、当該期の溝を中心として考えてみた。この中で資料として取り上げた個々の溝が、どのような性格に基づくものかというところまで踏み込めなかったが、かつて定義されたように(尾野1993)、極端に規模が大きい溝は城の堀であり、その他の溝は屋敷の区画を目的とするものが多かったと考えられる。これらの溝の時期については、時間的制約・力量不足を越えてさらなる詳細な検討が必要であると痛感している。今回取り上げた各溝の時期は、報告されているものをそのまま採用した。この時期設定については、疑問の余地を完全否定できるわけではない。しかし、仮に出土遺物による細かな掘削時期設定が無効だとしても、遺構の新旧関係までもすべて否定することは無理である。古段階において準方位を示した溝が、新段階において正方位に改変され、この空間が当初から正方位であった主要部推定域から南西方向に向かって広がることは、発掘調査を通して明らかになった考古学的成果であり、まさに那古野城の残影といえよう。

最後に、遺構の方位及び時期については調査報告書に従ったが、表現及び取り扱い方については筆者の責任によるものであることを明示する。

参考文献

名古屋市　1959『名古屋城史』名古屋市
尾野善裕編　1995『名古屋城三の丸遺跡 第６・７次発掘調査報告書』名古屋市教育委員会
松田 訓編　1995『名古屋城三の丸遺跡(Ⅴ)』(財)愛知県埋蔵文化財センター
奥村得義　1858『金城温故録』(名古屋市教育委員会編 1984『名古屋叢書続編第 13 巻』)
梅本博志編　1990『名古屋城三の丸遺跡(Ⅰ)・(Ⅱ)』(財)愛知県埋蔵文化財センター
金子健一編　1992『名古屋城三の丸遺跡(Ⅲ)』(財)愛知県埋蔵文化財センター
尾野善裕　1993「三の丸遺跡の調査から２ 那古野城を掘る」『みはらし 166 号』名古屋市見晴台考古資料館
服部哲也・水野裕之編　1994『名古屋城三の丸遺跡 第４・５次発掘調査報告書－遺構編－』名古屋市教育委員会
尾野善裕　1998「掘り出された戦国時代の那古野城」『新修名古屋市史第二巻』名古屋市
水野裕之編　1997『名古屋城三の丸遺跡 第８・９次発掘調査報告書』名古屋市教育委員会
梅本博志　2000「掘り出された那古野城」『遺跡からのメッセージ』 中日新聞社
鈴木正貴編　1995『清洲城下町遺跡(Ⅴ)』(財)愛知県埋蔵文化財センター